



((財)財務会計基準機構会員

平成 19 年 12 月 7 日

各 位

会 社 名 そーせいグループ株式会社
代 表 者 名 代表執行役社長 CEO 田村 眞一
(コード番号 4565 東証マザーズ)
問 合 せ 先 代表執行役副社長 前川 裕貴
(TEL : 03-5210-3290)

第三者割当による第 15 回乃至第 24 回新株予約権発行に関するお知らせ

(行使価額修正条項付新株予約権の発行)

当社は、平成 19 年 12 月 7 日開催の取締役会において、第三者割当による第 15 回乃至第 24 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

1. 本新株予約権の発行に係る募集の目的

< 資金調達の主な目的 >

当社は、創薬型のグローバルなバイオ医薬品企業として、当社グループ独自の開発候補品探索ノウハウ（プロダクト・ディスカバリー）及びインライセンス（他社からの開発候補品の購入）等による開発品の導入と、これらの開発品の開発推進を通じて企業価値の増大に努めてまいりました。また、2005 年 8 月には英国のバイオベンチャー企業であるアラキス社（現 Sosei R&D Ltd.）を買収し、開発パイプライン並びに研究開発体制を大幅に強化いたしました。

現在、当社グループは、コア・パイプライン（主力開発品群）として 6 品目の開発品を有しておりますが、このうち 1 品目（AD923：適応は癌性突出痛）が医薬品開発の最終ステージである第 Ⅲ 相臨床試験（欧州のみ）に入り、その他の 3 品目（NVA237、QVA149：適応はともに慢性閉塞性肺疾患（COPD）、SOH-075：適応は緊急避妊）についても、第 Ⅲ 相臨床試験終了若しくは同試験の後期ステージにあり、漸く第 Ⅲ 相臨床試験入りが視野に入っております。

また、上記に加えて、現時点では早期開発段階ではありますが、当社グループのプロダクト・ディスカバリーから探索された開発候補品を数品目有しており、これらの開発も進めております。

今後企業価値を一層増大させるにあたり、継続的に開発品を導入し、これらを更に後期開発段階へ進め、早期に開発品を上市・販売もしくはライセンスアウトすることが当社グループの喫緊の課題であり、そのために医薬候補品の研究開発資金、他社からの開発品導入資金、および当社グループの事業運営に関わる運転資金の調達が必要と考え、今回資金調達を決定した次第です。

この文書は、当社の第 15 回乃至第 24 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

< 本新株予約権の商品性 >

本新株予約権には、主に以下の特徴があります。

本新株予約権は全 10 回号の新株予約権から構成されており、各回号は全て同一の発行条件であり、かつ 1 回号あたりの全ての新株予約権が行使された場合に払い込まれる出資金額は 5 億円となっております。なお、本新株予約権の行使により発行される累計株式数の上限は 30,600 株に設定される予定であるため（下記 の（ ）をご参照ください）、今後の株価の動向次第で変動する可能性があります。本新株予約権が全て行使されれば、当社は最大で 50 億円の資金調達ができることとなります。

当初、本新株予約権全 10 回号の行使価額は 276,000 円（発行決議日の株価終値の 150%）に固定されております。

当社は、割当日の翌取引日以降、株価水準や研究開発の進捗状況等を勘案し、回号ごと（1 回号あたりの出資金額は 5 億円、全 10 回号の出資金額の合計は 50 億円）に行使価額の修正開始を決定することができます。修正が開始された場合、行使価額は修正開始時点の株価の平均値の 90% に修正され、以降毎週一度その時点の株価の平均値の 90% に修正されます。

当社が行使価額の修正開始を決定した場合、割当予定先は、当社株式動向および市場環境等を勘案し、修正開始の対象となった回号の新株予約権のうち、どれだけの個数の新株予約権を権利行使最終期日までに行使するかを表明し、表明した新株予約権は一定の条件（ ）が満たされている限り、権利行使最終期日までに必ず行使が行われる仕組みとなっております。この場合、修正開始の対象となった新株予約権の個数のうち、割当予定先が権利行使最終期日までに行使することを表明しない新株予約権の個数は、行使価額の修正開始後、行使ができなくなります。

（ ）一定の条件とは、当社にデフォルト事由が発生しないこと、当社の判断等により本新株予約権の取得を行わないこと、および行使価額の修正開始日以後において 5 連続取引日の株価終値が「リセット価額（下記 の（ ）をご参照ください）」を下回らないことを指します。

本新株予約権は 1 個あたりの出資金額が固定されており、行使価額が修正されることに伴って新株予約権の行使により交付される株式数が変動する仕組みとなっております。従って、株価が上昇して行使価額が上方修正されれば希薄化の度合いが小さくなります。その反面、株価が下落して行使価額が下方修正されれば希薄化の度合いが大きくなります。なお、本スキームにおいては、希薄化の進展度合いに一定の歯止めをかけることを目的として、以下の措置を講じております。

（ ）行使価額の修正開始決定後、5 連続取引日の株価終値が「リセット価額（ ）」を下回った場合、その翌取引日以降、行使価額は当初の行使価額 276,000 円（発行決議日の株価終値の 150%）に自動的に戻ることとします。

リセット価額とは、「行使価額の修正開始日時点の株価の 80%」か「下限行使価額 92,000 円（＝発行決議日の株価終値の 50%）」のいずれか高い方を指します。

（ ）下限行使価額を発行決議日の株価終値の 50%である 92,000 円に設定します。

（ ）本新株予約権の行使により発行される株式数の累計が 30,600 株（発行決議日時点における発行済株式数の 26%）を超えるような行使を行わないことを、割当予定先に義務づける予定です。

上記（ ）の措置を講じることにより、本新株予約権が行使される行使価額の水準次第では、調

この文書は、当社の第 15 回乃至第 24 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

達可能金額が 50 億円を下回る可能性があります、これは新株予約権の行使により交付する株式数の累計が 30,600 株を超えて、さらに希薄化が進展することを抑制することを優先する趣旨によるものです。

当社の判断により、いつでも本新株予約権の全部または一部を取得することができます。

< 本新株予約権を選択した理由 >

< 資金調達目的 > で述べたとおり、継続的に他社から開発品を導入し、これらの開発段階を後期へと進め、より早期に開発品を上市・販売する、もしくは、後期開発段階の開発品をより多くライセンスアウトすることが当社にとって喫緊の課題であり、そのためには研究開発資金、他社からの開発品導入資金および当社グループの事業運営に係る運転資金の調達が必要です。

資金調達方法を検討するにあたり、(1)一度に 50 億円の資金調達を目指すのではなく、新株予約権を発行し、株価水準と研究開発の進捗状況等を勘案した上で、当社の判断により行使促進のタイミングを決定できる、柔軟な資金調達が可能な方法であること、(2)株価が予め当社の定めた水準を下回って推移した場合には行使を抑制できるような設計とすること、および行使により発行される累計株式数に上限を設定することにより、希薄化による株価への影響を限定する等、既存株主の利益を十分に配慮できる仕組みを備えている手法であること、を選択基準といたしました。その結果、以下に示す本新株予約権の特徴は上記に示した当社のニーズを満たすものであり、当社にとって現時点における最良の選択肢であると判断し、今回本新株予約権の発行を決議いたしました。

当初、行使価額が 276,000 円（発行決議日の株価終値の 150%）と高く設定されているため、事実上、株価が当初の行使価額である 276,000 円を上回らない限り割当予定先が本新株予約権を行使することは想定されません。一方、株価水準や研究開発の進捗状況等を勘案した上で、当社の判断により回号ごと（1 回号あたりの想定元本は 5 億円）に行使価額の修正開始の決定を行うことにより、行使促進のタイミングをコントロールできます。

当社が行使価額の修正開始を決定した場合、割当予定先は、修正開始の対象となった回号の新株予約権のうち、どれだけ個数の新株予約権を権利行使最終期日までに行使するかを表明し、表明した個数が、一定の条件が満たされた場合に権利行使最終期日迄に必ず行使される仕組みとすることで、当社株式動向や市場環境等から行使可能な個数の新株予約権のみが、行使のタイミングと行使価額が分散された形で行使され、株価への影響の低減と小刻みな時価発行増資と同様の経済効果を楽しむことが期待できます。

当社が行使価額の修正開始を決定した後、5 連続取引日の株価終値がリセット価額（ ）を下回って推移した場合、翌取引日以降、行使価額は当初の行使価額 276,000 円（発行決議日の株価終値の 150%）に戻ります。すなわち、本新株予約権は、株価が予め当社の想定した水準を下回った場合、それ以降希薄化がさらに進むことを自動的に抑制することができる仕組みを内包しているといえます。

（ ）リセット価額とは、「行使価額の修正開始決定時点の株価の 80%」か「下限行使価額 92,000 円（＝発行決議日の株価終値の 50%）」のいずれか高い方を指します。

上記に加えて、下限行使価額である 92,000 円（発行決議日の株価終値の 50%）を下回る価額では行使が行われず、かつ本新株予約権の行使により発行される株式数の累計が 30,600 株（発行決議日時点における発行済株式数の 26%）を超えるような行使を制限する予定であるため、低い行

この文書は、当社の第 15 回乃至第 24 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

使価額で行使された場合、調達可能金額が 50 億円を下回る可能性があるものの、希薄化の進展度合いに一定の歯止めをかけることができます。

資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断でいつでも残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができます。

2. 調達する資金の額及び使途

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

5,002,000,000 円

上記の差引手取概算額は、新株予約権の払込金額の合計（第 15 回乃至第 24 回新株予約権合計）と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計（第 15 回乃至第 24 回新株予約権合計）とを合算して算出しております。なお、本新株予約権の行使は新株予約権者の判断によるものであり、発行決議日現在において本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額および払込日は確定しておりません。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記第(1)に記載の差引手取概算額 5,002,000,000 円については、当社グループの医薬候補品の研究開発資金、他社からの開発品導入資金（主に日本市場向けの開発品導入を想定）、当社グループの事業運営に関わる運転資金等に充当する予定であります。

なお、具体的な金額の内訳につきましては、医薬品の開発には不確実性を伴うこと、他社からの開発品導入については現時点では未定であること、株価変動により上記差引手取額が最終的に変動する可能性があること、手元資金も適宜充当する予定であること等から、現時点では確定しておりません。

当社は、開発候補品並びにプロダクト・ディスカバリーの進捗状況、インライセンス（開発候補品の他社からの購入）の可能性、既存及び新規パートナーからの一時金及びマイルストーン収入、当社グループの財務状況（具体的には現預金残高）等を総合的に勘案しつつ、当面は、後期開発段階にある AD923、SOH-075 に資金を重点投入する方針であります。

(3) 調達する資金の支出予定時期

研究開発の進捗状況や新規開発品の導入次第で変動する可能性はありますが、当社グループの医薬候補品の研究開発資金及び他社からの開発品導入資金として年間で凡そ 40 億円、並びに当社グループの事業運営に関わる運転資金等として年間で凡そ 13 億円、合計 53 億円程度の支出を想定しております。

株価水準と研究開発の進捗状況等を勘案しながら本新株予約権の行使価額修正開始を臨機応変に決定することにより、行使によって調達できた資金を上記の資金使途に充当する一方、本新株予約権の行使状況次第では手元資金も充当してまいります。

(4) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

< 資金調達の主な目的 > に記載の通り、当社グループの開発候補品の研究開発の推進、開発候補品の

この文書は、当社の第 15 回乃至第 24 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

他社からの導入は、当社事業の拡大及び収益性の向上を通じて企業価値の向上に資するものであると考えております。

3. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)(単位:千円)

決算期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
売上高	244,395	415,501	739,777
営業利益	1,753,362	4,406,695	6,650,933
経常利益	1,884,578	4,404,808	6,550,538
当期純利益	1,820,358	4,175,711	6,239,512
1株当たり当期純利益(円)	32,136.45	50,201.43	61,914.32
1株当たり配当金(円)	-	-	-
(1株当たり中間配当金)(円)	-	-	-
1株当たり純資産(円)	157,443.52	248,992.76	187,821.97

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成19年12月7日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式総数	117,728株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	8,823株	7.5%

上記潜在株式は全てストックオプションによるものです。

なお、当該ストックオプションは、行使価額が予め決まっており、行使価額の修正条項が付されておられません。

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式総数 (平成19年12月7日現在)	117,728株	100%
当初の行使価額(276,000円)における潜在株式数の総数	26,938株	22.9%
下限値の行使価額における潜在株式数の総数	63,170株	53.7%

本新株予約権には行使価額の上限值が定められていません。

下限値の行使価額における潜在株式数の総数は、計算上、63,170株、発行済株式数に対する比率は53.7%となります。

ただし、当社は割当予定先との間で、本新株予約権の行使により新たに発行される当社普通株式の累計が30,600株(ただし、当社が当社普通株式の併合もしくは分割または当社普通株式の株主に対し当社普通株式の無償割当てをする場合は、当該株式併合、株式分割または無償割当ての割合に応じて減少または増加するものとし、当該株式併合、株式分割または無償割当ての基準日前に本新株予約権の行使により発行された株式数も同様に減少または増加したものとみなして計算します。)を超え

この文書は、当社の第15回乃至第24回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

ることとなるような本新株予約権の行使を行わない旨の契約を、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結する予定であり、今回のエクイティ・ファイナンス後における潜在株式数は最大で 39,423 株となり、発行済株式数に対する今回のエクイティ・ファイナンス後における潜在株式数の比率は最大で 33.5%となります。

(4) 最近の株価の状況
最近3年間の状況

	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期
始 値	530,000 円	355,000 円	200,000 円
高 値	694,000 円	418,000 円	263,000 円
安 値	296,000 円	140,000 円	141,000 円
終 値	360,000 円	200,000 円	184,000 円

(注)平成 20 年 3 月期については、平成 19 年 12 月 7 日現在で表示しております。

最近 6 か月間の状況

	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
始 値	215,000 円	223,000 円	190,000 円	208,000 円	221,000 円	203,000 円
高 値	235,000 円	225,000 円	213,000 円	263,000 円	224,000 円	207,000 円
安 値	204,000 円	182,000 円	180,000 円	196,000 円	155,000 円	184,000 円
終 値	224,000 円	192,000 円	209,000 円	222,000 円	205,000 円	184,000 円

(注)12 月については、平成 19 年 12 月 7 日現在で表示しております。

発行決議日における株価

	平成 19 年 12 月 7 日現在
始 値	191,000 円
高 値	193,000 円
安 値	184,000 円
終 値	184,000 円

(5) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当てによる第 15 回乃至第 24 回新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の発行

発 行 期 日	平成 19 年 12 月 25 日
調 達 資 金 の 額 (注 1)	5,002,000,000 円 (差引手取概算額)
募集時点における 発行済株式数	117,728 株
当該募集における 潜在株式数 (注 2)	当初の行使価額 (276,000 円) における潜在株式数 : 18,115 株 下限値の行使価額 (92,000 円) における潜在株式数 : 54,347 株
割 当 予 定 先	野村證券株式会社

この文書は、当社の第 15 回乃至第 24 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(注1) 調達資金の額は新株予約権の払込金額の合計(第15回乃至第24回新株予約権合計)と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計(第15回乃至第24回新株予約権合計)とを合算しております。

(注2) 当該募集における潜在株式数は、それぞれ第15回乃至第24回新株予約権の合計株式数です。

下限値の行使価額における潜在株式数の総数は、計算上、54,347株、発行済株式数に対する比率は46.2%となります。

ただし、当社は割当予定先との間で、本新株予約権の行使により新たに発行される当社普通株式の累計が30,600株(ただし、当社が当社普通株式の併合もしくは分割または当社普通株式の株主に対し当社普通株式の無償割当てをする場合は、当該株式併合、株式分割または無償割当ての割合に応じて減少または増加するものとし、当該株式併合、株式分割または無償割当ての基準日前に本新株予約権の行使により発行された株式数も同様に減少または増加したものとみなして計算します。)を超えることとなるような本新株予約権の行使を行わない旨の契約を、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結する予定であり、今回のエクイティ・ファイナンスにおける潜在株式数は最大で30,600株となり、発行済株式数に対する今回のエクイティ・ファイナンスにおける潜在株式数の比率は最大で26%となります。

(6) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

発行期日	平成17年8月30日
調達資金の額	18,620,238千円(発行価額522,600円)(差引手取概算額)
募集時点における発行済株式数	62,177株 (平成17年5月末現在)
当該増資による発行株式数	35,630株
割当先	Arakis Limited 旧株主
当初の資金用途	Arakis Limited 株式894,640株による現物出資
支出予定時期	平成17年8月30日
現時点における充当状況	Arakis Limited 株式894,640株による現物出資

・第三者割当による第11回新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権)の発行

発行期日	平成19年1月22日
調達資金の額	3,274,560千円(差引手取概算額)
募集時点における発行済株式数	99,178株 (平成18年12月末現在)
当該増資による発行株式数	18,000株
当初の資金用途	主に研究開発資金
割当先	メリルリンチ日本証券株式会社
支出予定時期	平成19年4月~平成20年3月
現時点における充当状況	研究開発費に約18億円、運転資金に約7億円を充当

この文書は、当社の第15回乃至第24回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

4. 大株主及び持株比率

募集前（平成 19 年 3 月 31 日現在）	
ノムラ インターナショナル ピーエルシー クライアント アカウント ソーセイ（A/C F6-640778）	18.23%
エイチエスピーシーバンクピーエルシークライアントツユーケーターツクスト リーティー	4.75%
オーエム 04 エスエスピークライアントオムニバス	4.22%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3.60%
田村 真一	3.10%
エイチエスピーシーファンドサービスイズクライアントアカウント 500	2.66%
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・リミ テッド	2.50%
ノムラインターナショナルピーエルシーロンドン（A/C F6-140350）	2.40%
メロンバンクエービーエヌアムログローバルカストディエヌブイ	2.37%
ビービーエイチ 493424 オーエムエクスセクサーブユーケーエルエルピ	2.00%

今回の募集分については長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主数及び持株比率」を表示しておりません。

5. 今後の見通し

今回の資金調達による、今期業績予想における影響はございません。

6. 発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠

本新株予約権には、割当日の翌日以降、当社の判断で取得できることから、新株予約権者はこれを前提とした投資行動を採用せざるを得ないこと、当社の判断により行使価額の修正開始を決定できること、行使価額の修正開始の決定後、新株予約権者は権利行使最終期日までに行使を希望する新株予約権の個数を表明し、各新株予約権の行使に先立ち、その出資金総額に相当する金額を、新株予約権者が新株予約権行使時の出資金額の管理及び当社への払込を目的として委託した決済取扱場所の預金口座へ支払うこと、行使価額の修正開始の決定後、包括行使請求がなされた新株予約権は、行使価額が定期的に修正されることにより、多時点に分散して行使されることが想定されるとともに、権利行使最終期日までに一定の条件が成就すれば全額行使されること、および行使価額の修正開始の決定後、5連続取引日の株価終値がリセット価額を下回った場合に行使価額が当初の行使価額に修正されること、上記乃至の過程が複数回繰り返される可能性があること、という特性があります。

上記の特性を踏まえ、本新株予約権の発行条件（行使価額修正時点における時価株価からのディスカウント率、払込金額、行使可能期間等）は、同規模の公募増資を行う場合に想定される発行スプレッド（条件決定日の時価株価と発行価額の差）、当社株式の流動性、株価変動率等を勘案した結果、合理的であると判断いたしました。

この文書は、当社の第 15 回乃至第 24 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の想定元本 50 億円に対し、当社株式の過去 1 年間における一日当たり平均売買代金は 154 百万円であるものの、本新株予約権は 10 回号に分けられており、株価動向や研究開発等の進捗状況を勘案しながら、回号ごとに行使価額の修正開始を決定する予定であること、行使価額の修正開始を決定した時点でリセット価額が設定され、5 連続取引日の株価終値が「リセット価額」を下回った場合、翌取引日以降、行使価額が当初の行使価額に戻るため、当社が予め定めた水準を株価が下回った場合には行使を抑制できること、平成 19 年 12 月 7 日現在の発行済株式数に対する本ファイナンスによる潜在株式数の比率は 15.4% となる見込みであることから、本新株予約権の行使に伴う発行株式数は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断いたしました。

(注) 潜在株式の比率は、本新株予約権の全てが当初行使価額で行使された場合に発行される株式数を平成 19 年 12 月 7 日現在の発行済株式総数で除した数値であります。なお、当社は割当予定先との間で、本新株予約権の行使により新たに発行される当社普通株式の累計が 30,600 株(ただし、当社が当社普通株式の併合もしくは分割または当社普通株式の株主に対し当社普通株式の無償割当てをする場合は、当該株式併合、株式分割または無償割当ての割合に応じて減少または増加するものとし、当該株式併合、株式分割または無償割当ての基準日前に本新株予約権の行使により発行された株式数も同様に減少または増加したものとみなして計算します。)を超えることとなるような本新株予約権の行使を行わない旨の契約を、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結する予定であり、この場合、上記発行済株式数に対する比率は最大で 26% となります。

7 . 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

商 号	野村證券株式会社
事 業 内 容	金融商品取引業
設 立 年 月 日	平成 13 年 5 月 7 日
本 店 所 在 地	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号
代表者の役職・氏名	取締役兼執行役社長 古賀 信行
資 本 金	10,000 百万円
発 行 済 株 式 数	201,410 株
純 資 産	841,922 百万円(単体)
総 資 産	11,759,327 百万円(単体)
決 算 期	3 月 31 日
従 業 員 数	11,891 名(単体)
主 要 取 引 先	投資家並びに発行体
大株主及び持株比率	野村ホールディングス(株) 100%

この文書は、当社の第 15 回乃至第 24 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

主要取引銀行	三井住友銀行、みずほコーポレート銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、農林中央金庫		
上場会社と 割当予定先の関係等	資本関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：1,288株 当社が保有している割当予定先の株式の数：なし	
	取引関係	主幹事証券会社	
	人的関係	該当事項なし	
	関連当事者 への該当 状況	該当事項なし	
最近3年間の業績			
決算期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
営業収益(百万円)	571,830	842,612	770,358
営業利益(百万円)	175,085	386,130	266,507
経常利益(百万円)	177,302	386,153	266,699
当期純利益(百万円)	103,509	232,028	150,702
1株当たり当期純利益(円)	513,919.86	1,152,019.42	748,233.51
1株当たり配当金(円)	475,000	450,000	1,000,000
1株当たり純資産(円)	3,785,032	4,462,051	4,770,995

(注) 、 、 及び については、平成19年9月30日現在のものであります。

(2) 割当予定先を選定した理由

野村證券株式会社は、国内外に厚い投資家基盤を持っており、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき新株予約権の円滑な行使が期待できること、同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響に配慮しつつ資本拡充の実現が期待できること、発行会社のニーズを充足するスキームを提供する高い商品開発力と提案力を兼ね備えていること、等を総合的に勘案した上で、同社への割当を予定しております。

なお、本割当は、日本証券業協会会員である野村證券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び転換(行使)制限措置

割当予定先である野村證券株式会社は、当社取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本新株予約権は譲渡せず、本新株予約権の行使の結果交付を受けることとなる当社株式は適時適切に売却する方針です。

当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第435条第2項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、割当予定先である野村證券株式会社が、日本証券業協会の定める「会

この文書は、当社の第15回乃至第24回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えるような新株予約権の行使を行わないことについて、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって合意する予定であります。

(4) 株券貸借に関する契約

当社が行使価額の修正開始を決定するまで、当社の特別利害関係者（東京証券取引所 株券上場審査基準 第4条第1項第2号aに定義される）と割当予定先である野村證券株式会社との間で、本ファイナンスに係る株券貸借契約が締結される予定はありません。当社が行使価額の修正開始を決定した後、当社の特別利害関係者と割当予定先である野村證券株式会社との間で、本ファイナンスに係る株券貸借契約が締結されることとなった場合、当社はその旨開示する予定であります。

尚、当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で、本新株予約権の行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で行う当該株式と同一銘柄の株式の売付け等以外の本買取案件に関わる空売りを目的として、当該株式の借株を行わない旨、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって合意する予定であります。

(5) その他

当社は、割当予定先である野村證券株式会社が、本新株予約権の行使により当社が新たに発行した当社普通株式の数の累計が30,600株（ただし、当社が当社社普通株式の併合もしくは分割または当社普通株式の株主に対し当社普通株式の無償割当をする場合は、当該株式併合、株式分割または無償割当の割合に応じて減少または増加するものとし、当該株式併合、株式分割または無償割当ての基準日前に本新株予約権の行使により発行された株式数も同様に減少または増加したものとみなして計算する。）を超えることとなるような本新株予約権の行使を行わないことについて、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって合意する予定であります。

以 上

(別添)

発行要項

第 15 回乃至第 24 回新株予約権の名称

そーせいグループ株式会社第 15 回乃至第 24 回新株予約権（以下、個別にまたは総称して「本新株予約権」という。）

第 15 回乃至第 24 回新株予約権に共通する事項

1. 新株予約権の総数 5 個
2. 新株予約権の目的である株式の種類およびその数の算定方法
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数（以下「**交付株式数**」という。）は、100,000,000 円（以下「**出資金額**」という。）を行使価額（第 3 項第 (2)号に定義する。）で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額（以下「**出資金総額**」という。）を行使価額で除して得られる最大整数とする（1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、第 4 項または第 5 項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(1)本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、第 2 項に定める出資金額とする。なお、修正開始日（第 4 項第(1)号に定義する。）後の包括行使請求（第 13 項第(4)号に定義する。）または個別行使請求（第 13 項第(5)号に定義する。）に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権 1 個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。
(2)本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式 1 株あたりの価額（以下「**行使価額**」という。）は、当初 276,000 円とする。ただし、第 4 項または第 5 項に従い、修正または調整される。
4. 行使価額の修正
(1)当社は、平成 19 年 12 月 26 日以降、平成 21 年 12 月 25 日までの間（以下「**行使価額修正期間**」という。）当社取締役会が資金調達のために必要と認めた場合には、修正開始日（行使価額修正の決定を行った日（以下「**行使価額修正決議日**」という。）の 6 銀行営業日後の日をいい、以下「**修正開始日**」という。）以降、本要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定（以下「**行使価額修正の決定**」という。）することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたこと、修正開始日および行使価額修正決議日現在におけるリセット価額（本項第(3)号に定義する。）を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。
(2)行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日（当日を含む。）から修正開始日の翌週の金曜日まで（当日を含む。）の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで（当日を含む。）の 3 連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの 3 連続取引日とする。以下「**修正開始日行使価額算定期間**」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の 90%に相当する金額 100 円未満を切り捨てる。）に、修正開始日の翌週の金曜日の翌日以後においては、毎週

この文書は、当社の第 15 回乃至第 24 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

金曜日（以下「**決定日**」という。）の翌日以降、決定日まで（当日を含む。）の3連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「**修正後行使価額算定期間**」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額100円未満を切り捨てる。）に、それぞれ修正される（修正後の行使価額を以下「**修正後行使価額**」という。）。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間内に、第5項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が92,000円（ただし、第5項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「**下限行使価額**」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

(3)修正開始日以後、5連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値がリセット価額（以下に定義する。）を下回った場合、当該5連続取引日（以下「**リセット価額判定期間**」という。）の最終日の翌日以降、行使価額は、当該修正開始日の前日において有効であった行使価額ただし、当該日の翌日以降、第5項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、第5項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。）に修正される。なお、当該修正後、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われるまで、本項第(2)号に定める行使価額の修正は行わないものとする。ここで「**リセット価額**」とは、当該修正開始日に係る修正開始日行使価額算定期間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の80%に相当する金額（100円未満を切り捨てる。）（ただし、第5項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。）またはリセット価額判定期間の最終日において有効な下限行使価額、のいずれか高い価額をいう。なお、修正開始日行使価額算定期間内に、第5項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、上記の価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

(4)当社は、行使価額修正期間中、本新株予約権が残存し、かつ、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合（本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合を含む。）には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。

(5)本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

5. 行使価額の調整 (1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主（以下「**当社普通株主**」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日

この文書は、当社の第15回乃至第24回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

(2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。))の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。))または本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。))(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の発行を除く。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券または権利(以下「**取得請求権付株式等**」という。))の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))に関して当該調整前に本号 ま

たは による行使価額の調整が行われている場合には、()上記交付が行われた後の本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式 1 株あたりの対価 (本 において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)当該下方修正等後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における本項第(3)号 に定める時価を下回る価額になる場合(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。)

()当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

()当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記()による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1 か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については第 18 項第(2)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

この文書は、当社の第 15 回乃至第 24 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3) 行使価額調整式の計算については、100 円未満を切り捨てる。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、100 円未満を切り捨てる。

「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整以前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数、および当該行使価額の調整において本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を加えたものとする。

- (4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき（ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。）

行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

6. 新株予約権の行使可能期間
- (1) 平成 19 年 12 月 26 日から平成 22 年 12 月 24 日までの期間（以下、当該期間の最終日を「**権利行使最終期日**」という。）とする。ただし、平成 22 年 12 月 24 日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。
- (2) 前号に拘わらず、包括行使請求は、権利行使最終期日を行行使する日として行うものとし、第 4 項第(1)号に基づく各行使価額修正の決定に際して、当該決定に係る行使価額修正決議日から修正開始日までの期間（以下「**包括行使請求書提出期間**」という。）において、包括行使にかかる行使請求書を提出するものとする。個別行使請求を行う期間は、当該決定に係る修正開始日から権利行使最終期日の前銀行営業日（ただし、第 4 項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日）までの期間（以下「**個別行使可能期間**」という。）とする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
8. 新株予約権の取得条項
 (1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
 (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会で承認決議した場合または執行役が決定した場合)、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
 (3) 当社は、行使価額修正期間中に第4項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合または平成21年12月25日までに第4項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われ、当該修正後同日までに第4項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合、平成21年12月25日の翌銀行営業日に、無償にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
 (4) 本項第(1)号または第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者(本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者)に通知する。
 (5) 本項第(1)号または第(2)号により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済口座(第13項第(7)号に定義する。)に払い込まれていたときは、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。
9. 各新株予約権の払込金額
 本新株予約権1個あたり240,000円
10. 新株予約権の払込総額
 1200,000円とする。
11. 新株予約権の割当日
 平成19年12月25日
12. 新株予約権の払込期日
 平成19年12月25日
13. 新株予約権行使請求および払込の方法
 (1) 行使価額修正期間中に第4項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合または第4項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、第4項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成21年12月25日まで(当日を含む。)に、本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。
 (2) 平成21年12月26日以降に第4項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、権利行使最終期日まで(当日を含む。)に本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を

この文書は、当社の第15回乃至第24回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

完了するものとする。

- (3) 第4項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額（以下「**修正前行使価額**」という。）に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで（当日を含む。）に本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。
- (4) 第4項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求書提出期間内に行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、第14項第(2)号に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求（以下「**包括行使請求**」という。）の手続きを、本項第(6)号および第(7)号に従い、権利行使最終期日を行使日として行うものとする。
- (5) 前号に従い包括行使請求が行われた本新株予約権については、新株予約権者は、当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求（以下に定義する。）を行うことができる。ここで「**個別行使請求**」とは、当該各本新株予約権について、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予約権に係る包括行使請求は、第14項第(2)号に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。
- (6) 本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求（行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求および第4項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、第4項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。）包括行使請求および個別行使請求の各場合に応じて、当社が定める様式による行使請求書（以下「**行使請求書**」という。）に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを第15項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (7) 前号の行使請求書の提出に加えて、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求（行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求および第4項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、第4項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。）の場合には、出資金総額を現金にて第16項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下「**指定口座**」という。）に払い込むものとし、包括行使請求の場合には、出資金総額を現金にて第17項に定める決済取扱場所の所定の口座（以下「**決済口座**」という。）に払い込んだ上、決済取扱場所に対して、当該決済口座への払込みがなされたことおよび当該払込みに係る金額を当社に通知する旨、ならびに包括行使請求の効力が発生した場合には権利行使最終期日に当該効力が発生した包括行使請求に係る新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を決済口座から指定口座に払い込む旨の指図を行うものとし、個別行使請求の場合には、出資金総額を決済口座から指定口座に個別行使請求の行使日に払い込む旨の指図を行うものとする。
- (8) 各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部もしくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

この文書は、当社の第15回乃至第24回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

14. 新株予約権の行使の条件
- (1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日まで、個別行使請求がなされず、本項第(5)号に定めるいずれの事由も発生せず、第4項第(3)号に定める事由も発生せず、第8項第(1)号または第(2)号に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。
- 包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて第17項に定める決済取扱場所に払い込むものとする。
- 権利行使最終期日の前銀行営業日に本号に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に決済取扱場所に払い込まれた金銭から包括行使請求に付された条件が成就した本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、権利行使最終期日において、決済取扱場所から第16項に定める払込取扱場所の指定口座に、当該包括行使請求の対象となる本新株予約権の出資金額に係る払込金として払い込まれるものとする。
- 包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった場合には、新株予約権者は、当該包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった本新株予約権につき、以後包括行使請求その他の一切の行使請求を行うことができないものとする。
- (3) 第18項第(1)号に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定する。
- 新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、第4項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。
- (4) 第4項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日において個別行使請求がなされていない個数の本新株予約権に係る包括行使請求は、当該修正がなされた日に効力が発生しないことが確定し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に速やかに返還されるものとする。
- (5) 以下の(i)乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の(i)乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。
- () 当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合
- () 当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- () 当社の重要な財産が差し押さえられた場合
- 本号のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済取扱場所に払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しない

この文書は、当社の第15回乃至第24回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

ことが確定し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。

15. 新株予約権の行使請求受付場所
そーせいグループ株式会社 本店経理部
16. 新株予約権の行使に関する払込取扱場所
野村信託銀行株式会社 エージェント・サービス部
17. 新株予約権の行使に関する決済取扱場所
野村信託銀行株式会社 エージェント・サービス部
18. 新株予約権行使の効力発生時期等
(1)本新株予約権の行使請求の効力は、第13項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ第13項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日(当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日または本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。)に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、第13項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ第13項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、第14項第(5)号に定めるいずれの事由も発生せず、第4項第(3)号に定める事由も発生せず、第8項第(1)号または第(2)号に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。
(2)当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日以後遅滞なく株券を交付する。
19. 単元株式数の定め
の導入等に伴う
取 扱 い
当社が単元株式数の定めを導入する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
20. 譲渡による新株予約権の取得の制限
本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
21. 募集の方法
第三者割当の方法により全てを野村證券株式会社に割り当てる。
22. 申込期間
平成19年12月25日
23. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
24. 新株予約権の払込金額、出資金額および行使価額の算定理由
当社は、本新株予約権の払込金額の算出過程においては、対象となる株式の売買出来高の実績、発行済株式数および本新株予約権の発行により新たに発行され得る株式数を勘案する限り、売買出来高が小さく株式の流動性が低いと評価できることに加え、本新株予約権は、払込期日の翌日以降、当社の裁量で取得し、消却できることから、本新株予約権者はこれらを前提とした投資行動を採用せざるを得ないこと、第4項記載のとおり行使価額の修正が行われ得ること、ただし、行使価額修正の決定は当社の裁量に委ねられており本新株予約権者の把握するところではなく、またその後の株価の変動により行使価額が再度修正される可能性があること、第4項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、本新株予約権者が修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、第13項第(4)号記載のとおり包括行使請求を行う等の事情があるため、一般的な価格算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルによる算定結果を基礎としつつも、当社の資本調達目的実現の達成可能性と本新株予約権者の当社に対する投資リスクを勘案して、本新株予約権の発行により企図される目的が達成される限度で、当社株主にとって有利な払込金額であると判断した、240,000円を本新株予約権1個あたり払込金額とした。また、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額(出資金額)は、100,000,000円とし、当初の行使価額は平成19年12月7日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を50%上回る額とした。

この文書は、当社の第15回乃至第24回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

・ 関係書類の作成等の承認および代表者への一任

本取締役会に提出された本新株予約権の募集のための有価証券届出書案およびプレスリリース案を承認し、これと大要同一の有価証券届出書（その訂正届出書（必要があれば）を含む。）およびプレスリリースを当社の代表執行役社長 CEO が作成し、関係当局等に提出することを承認する。また、同時に本取締役会に提出された本新株予約権の募集のための目論見書案を承認し、これと大要同一の目論見書（その訂正事項分（必要があれば）を含む。）を当社の代表執行役社長 CEO が作成することおよびこれらを割当先である野村証券株式会社に交付することを承認する。

また、本新株予約権の発行にあたり締結する予定の、本取締役会に提出された草案の様式による新株予約権買取契約証書およびこれに添付された新株予約権要項案を承認し、当社の代表執行役社長 CEO に対して必要な修正（もしあれば）を加えてかかる新株予約権買取契約証書を締結する権限を付与する。

上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社の代表執行役社長 CEO に一任する。

この文書は、当社の第 15 回乃至第 24 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。